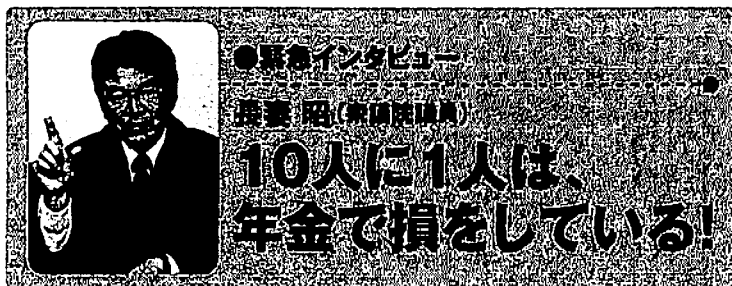


年別 トクをする

年金・保険・医療

まるごと一冊
超入門ガイド!



いまから
でも
間に合う

年金アップ 大作戦!

駆け込みで年金をもらう、
受給額をアップする方法、
教えます!



チェックポイントは
ここだ!

ねんきん 特別便 トラの巻

いつから負担が
増えるの?

後期高齢者 医療制度 「超」入門

大特集

10分でわかる 年金入門

いつから
もらう?
いくら年金をもらえるの? どうやって
年金の仕組みはどうなっている? もらう?

おひとりさまに
なったら、
いくら
もらえる?

「夫の年金」と 「妻の年金」

- 夫が亡くなったあと、妻の年金はどうなる?
- もしも離婚したら年金はどうなる?
- 妻の年金は、専業主婦か共働きかでこれだけ違う!

いつから負担が増えるの？

長寿医療制度 何が変わるの？

「超」入門

2大
ポイント

①

保険料算出方法と 保険料の支払方法が変わる

75歳になると、公平な負担という考え方から、所得などの負担能力に応じた個別の保険料になる（軽減措置・特例措置あり）。保険料の支払方法も、利便性などの観点から、原則年金からの天引きとなる。

②

医療の内容や支払う 自己負担額は変わらない

病院で受ける医療内容と病院で支払う医療費の自己負担額は、75歳になる前と変わらない（従来の老人保健制度と同様の取り扱い）。

社会保険労務士
中村俊之

音響機器メーカーを経て、平成17年に中村社会保険労務パートナーズを開設。30年以上人事労務畑一筋のスペシャリスト。現在、人事労務相談、研修講師を中心に活動している。主な得意分野「知識ゼロからの部下指導術」(1/冬合/共著)。ホームページ <http://nakamura-partners.com>

後期高齢者医療制度は、まさに「後期高齢者」という言葉に抵抗感を持たれ、制度の中身より入り回りのまま、スタンプ下りました。その後、名称を「長寿医療制度」としたり、保険料率などの改善も行っていきます。最低限、押さえておくべきポイントを見てください。

なぜ、長寿医療制度が 導入されたのか

これまで、75歳以上の人は老人保健制度の対象でした。しかし、老人保健制度では、被保険者の資格がバラバラ（国民健康保険、被用者保険、被扶養者）だったため、保険料分担のルールが不明確でした。

また、制度を運営するところがそれぞれ違うため、高齢者医療に対する責任制がはつきりせず、医療費増大への対策も取りにくい、という問題がありました。

そこで、75歳以上の人を長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者（後期高齢者）としてとらえ、運営主体・被保険者・医療費負担のルールを明確にしました。

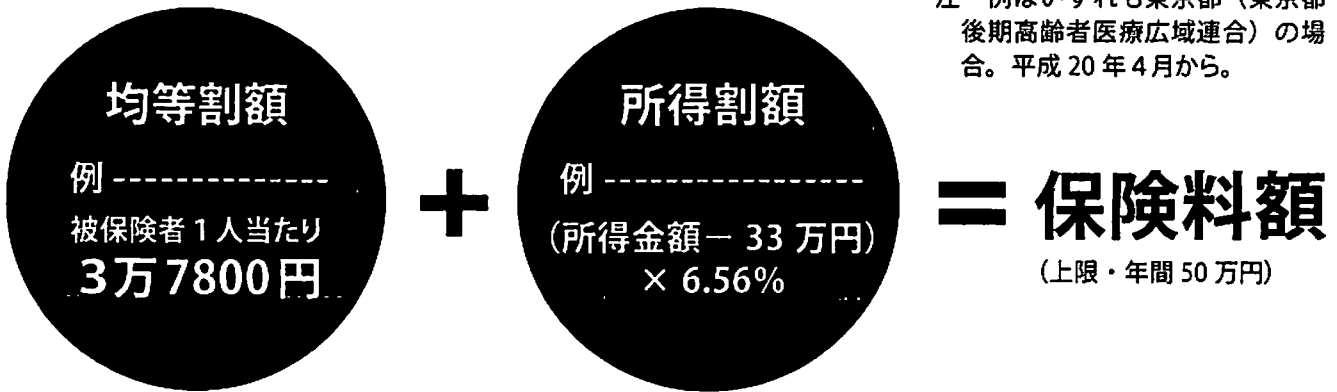
簡単にまとめると、75歳からの長寿医療制度のポイントは図1のようになります。

図1 75歳の前後で変わる事、変わらない事

被保険者の身分	変わる	75歳の誕生日から、自動的に長寿医療制度の被保険者となる
運営主体	変わる	都道府県ごとに市区町村が加入してつくる広域連合（36ページ参照）が運営主体になる
保険料	変わる	75歳になると長寿医療制度に基づく保険料になる（36ページ参照）
保険料の納め方	変わる	原則年金からの天引き（年金額が年18万円未満の人は納付書等によって納める）
保険証	変わる	長寿医療制度の被保険者として新しい保険証（1枚）をもらえる
高齢者担当医	変わる	希望する場合は「高齢者担当医」により、健康状態を総合的に管理してもらうことが可能になる
窓口 （各種の届出、 保険証等の引き渡し）	人による	被用者保険の加入者や被扶養者だった人は、市区町村が窓口となる 国民健康保険の人は、今まで通り市区町村が窓口
医療の内容	変わらない	基本的には今まで通り。今後は後期高齢者の心身の特性に応じた医療サービスが検討される
医療費の自己負担	変わらない	原則1割負担のまま（現役並みの所得者は3割負担）
介護保険料	変わらない	介護保険は長寿医療制度とは別の制度であるため、今まで通りの負担
健康診査	変わらない	今まで通り、市区町村で受診できる

保険料の基本的な計算方法

注・例はいずれも東京都(東京都後期高齢者医療広域連合)の場合。平成20年4月から。



軽減措置 1

健康保険などの被扶養者だった人

平成20年10月から
平成21年3月まで

9割軽減

加入から2年間

5割軽減

平成22年3月まで

負担なし

(平成22年4月以後は未定)

軽減措置 2

国民健康保険に加入していた人

世帯の所得などに応じて

**2割～8.5割
軽減**

注・平成21年度からは、
世帯の総所得金額33万
円以下なら9割軽減。

各人の年金収入が
153万円以下

負担なし

各人の年金収入が
211万円以下

5割軽減

都道府県の広域連合が、
独自の軽減措置を行う場合もある

**保険料は
増えるの？ 減るの？**

長寿医療制度では、自分で国民健康保険に入っていた人や、子どもの扶養家族になっていた人も、個別に保険料を納めることとなります。
保険料の金額は、加入者一律に定められる「均等割額」、所得に応じて負担する「所得割額」の組み合わせで決

まります。ただし、均等割額と所得割額の保険料率は、都道府県(長寿医療制度を運営する広域連合)ごとに異なります。
今後、保険料率は、各広域連合によりそれぞれの都道府県の医療の給付状況に応じて、2年ごとに見直されます(今回の見直しは平成22年4月)。
また、負担の急変を避けるため、図2のような軽減措置があります。